

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務 質問・回答

対象書類	質問内容	回答
実施要領 4 (6)	実施要領「4 参加資格要件」の(6)にて記載のある「業務継続計画」には、ICT業務継続計画も含まれると解してよいでしょうか。	含まれません。実施要領 4 (6)に記載の「業務継続計画」とは、大規模災害発生時においても地方公共団体が優先的に実施すべき業務を継続するための計画（いわゆる地方公共団体のBCP）を指します。ICT業務継続計画（情報システムの継続を主目的とした計画）は対象外となります。
実施要領 4 (6)	「令和3年度から令和7年度までの間に、国又は地方公共団体から、次の業務を受注し、完了した実績を有していること。」について、「令和3年度から令和7年度までの間に」とは、業務実績の契約又は公告、発注も令和3年度から令和7年度の間に行われていなければ実績として認められないのでしょうか。もしくは、完了日のみが令和3年度から令和7年度までの間であれば実績として認められるのでしょうか。ご教示願います。	「令和3年度から令和7年度までの間に」とは、業務の受注及び完了のいずれも令和3年度から令和7年度までの間であることを指します。契約又は公告の時期のみ、あるいは完了日のみが当該期間内である場合は、実績として認められません。
実施要領 5 (1) ウ	実績調書に添付する資料として報告書が公表されていない場合は、契約書の鑑の写しのみ、もしくは、公表されている計画等の添付でよいでしょうか。	
実施要領 5 (1) ウ	「当該実績の内容が分かる資料（例：報告書等）」とありますが、テクリスの写し又は仕様書でも差し支えないでしょうか。	契約書の鑑の写しに加え、当該実績の内容が確認できる資料を添付してください。なお、内容確認資料は、報告書の他にテクリスの写し、仕様書、公表されている計画等でも差し支えありません。
実施要領 5 (1) ウ	実績調書に添付する資料のうち、「当該実績の内容がわかる資料（例：報告書等）」については、当該実績の業務の仕様書でもよろしいですか。	
実施要領 9 (1) ア(7)	企画提案書のデータは、プレゼンテーションで用いることを想定し、PowerPoint A 4判横置きで作成してもよいですか。	企画提案書のサイズは日本産業規格 A 4であれば、縦置き・横置きいずれも可とし、データを作成するソフトの指定はありません。
実施要領 9 (1) ア(7)	企画提案書において、例えば2か年度分スケジュールを A 3判で記載する場合、A 4判2ページ換算として A 3版を使用してもよいですか。もしくは、企画提案書本文には、縮小画像を掲載し、詳細は別紙参照（A 3判）として添付してもよいですか（この場合別紙は2ページ分として換算）。	また、A 3判の使用は認めておりません。スケジュール等の図表については、各年度1枚ずつ、計2ページで作成するなど、A 4判に収まるよう記載してください。
実施要領 9 (1) ア(4)	審査基準の表中に「提案項目」の表記がありません。審査基準の「評価項目」No. 1～8を「提案項目」とみなしてよいですか。	審査基準の表中における「評価項目」No. 1～8が、実施要領 9 (1) ア (4) に定める「提案項目」に該当します。企画提案書は、審査基準の評価項目No. 1～8の順に記載してください。
実施要領 9 (2)	下記の提出書類について、押印は不要と理解していますがよいでしょうか。 ・参加資格申請書 ・企画提案書 ・見積書及び見積内訳書	いずれの書類についても、押印は不要です。見積書及び見積内訳書については、様式の指定はありませんが、提出者が分かるよう会社名等を記載してください。なお、見積書への代表者の押印を省略する場合は、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を記載してください。
実施要領 9 (2)	見積書及び内訳書について、様式指定はなく、作成要領の要件を満たす情報が整理されていればよいでしょうか。また、会社名等の記載は必要でしょうか。	

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務 質問・回答

対象書類	質問内容	回答
実施要領 9 (2)	正本と副本のいずれについても表紙に会社名を記載するという認識でよいですか（正本と副本の違いは特に無いと考えてよいですか）。	正本と副本のいずれについても、表紙に会社名を記載してください。
実施要領 9 (2)	提出する企画提案書の正本と副本に違いはありますか。	なお、正本と副本に違いはありません。
実施要領 10 (2) ウ	プレゼンテーションの際に、プロジェクターおよびスクリーンは貸出いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	MAXHUB（マックスハブ）及びHDMI ケーブル（タイプA）をご用意いたします。
様式第 5 号	「様式第 5 号」と記載された様式が見当たりません。「提出書類一式 (Word)」5 枚目の「企画提案書」とある書類を「表紙 (様式第 5 号)」とみなしてよいですか。	「提出書類一式 (Word)」の「企画提案書」と記載された書類が、実施要領 9 (1) アに定める表紙 (様式第 5 号) に該当します。なお、修正後の様式ファイルは市ホームページに掲載いたしましたので、最新の様式をダウンロードのうえご使用ください。
様式 実績調書 実施体制調書	実績調書 (様式第 1 号) の「担当予定者」については、参加資格要件 (実績) の確認のために作成するものであると理解し、企画提案書の実施体制調書 (様式第 5 号) の「担当予定者」には、実績調書の担当予定者に加え、新たに予定者を加えて作成提出することができるかと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりで相違ありません。
様式 実績調書 実施体制調書	担当予定者の業務実績は、過去何年分までの記載が必要ですか。	「実績調書」には、担当予定者の令和 3 年度から令和 7 年度までの受援計画又は業務継続計画の策定・改定に係る業務実績を記載してください。
様式 実績調書 実施体制調書	「実績調書」や「実施体制調書」では、本業務の担当予定者の業務実績の記載が求められていますが、会社自体の業務実績は提出しなくてよいですか。	なお、担当予定者に受援計画又は業務継続計画の策定・改定に係る業務経験がない場合は、会社の当該業務実績を「事業者概要書」のその他特記事項欄に記載し、契約書の鑑の写し及び当該実績の内容が分かる資料 (例：報告書等) を参考資料として添付してください。
審査基準 11	審査基準の 11 の「業務実績」における「担当予定者が、受援計画又は業務継続計画の策定・改訂に係る業務経験等があるか」とその「実績数」の扱いについて、この「担当予定者」とは、「提案事業者」と置き換えると理解してよいでしょうか？ また、様式第 1 号実績調書「担当予定者」、様式第 5 号実施体制調書「担当予定者」の用語の定義・区別を教えてください。	「実施体制調書」には、担当予定者の受援体制又は業務継続体制に関する研修又は図上訓練支援等、本業務に活かせる経験等を記載してください。
審査基準 8・11	審査基準の 8 や 11 にて担当予定者の業務経験への言及がありますが、元請のみならず下請としての業務経験も対象であると解してよいでしょうか。	また、「担当予定者」を「提案事業者」と置き換えることはできません。
		下請としての業務経験は対象となりません。

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務 質問・回答

対象書類	質問内容	回答
審査基準 1 1	審査基準の業務実績について、令和 2 年度以前の同種業務の実績もカウントされると考えてよろしいですか。	審査基準 1 1 は、令和 3 年度から令和 7 年度までの間に完了した担当予定者の業務実績が評価対象となります。
審査基準 1 1	業務実績の評価内容「担当予定者が、受援計画又業務継続計画の策定・改定に係る業務経験等があるか。」について、担当予定者に求める業務実績も令和 3 年度から令和 7 年度までの間に完了した実績でなければ評価されないのでしょうか。ご教示願います。	
審査基準 1 1	審査基準の業務実績について、1 件の業務において、業務継続計画の改定と受援計画の策定の両方を行っている場合は、2 事業とカウントされると考えてよろしいですか。	1 件の業務において業務継続計画（BCP）の改定と受援計画の策定の両方を行っている場合は、それぞれ別々の実績として 2 事業としてカウントして差し支えありません。
審査基準 1 1	業務実績の評価内容「業務の実績が 3 事業ある。」とは、1 人の担当予定者が 3 事業以上の業務経験を有している時、評価するという認識でよろしいでしょうか。もしくは、複数名の担当予定者全員合わせて 3 事業以上の業務経験を有している時、評価するということでしょうか。ご教示願います。	業務実績の評価内容「業務の実績が 3 事業ある。」とは、1 人の担当予定者が 3 事業以上の業務経験を有している時、評価するという認識で相違ありません。
審査基準 1 1	審査基準の 11「業務実績」にて「担当予定者が、受援計画又は業務継続計画の策定・改定に係る業務経験等があるか。」とありますが、「等」には何が含まれますか。	審査基準 1 1 における「等」には、受援マニュアルの策定又は改定に係る業務経験を含みます。ただし、その内容が受援計画に相当するものに限りです。ここでいう「受援計画に相当するもの」とは、災害時における受援体制、受援対象業務、人的支援の受入れ及び業務資源の受入れ等が体系的に整理されたものをいいます。
審査基準 1 1	審査基準の業務実績について、受援マニュアルの策定についても、カウントされると考えてよろしいですか。	
仕様書 5（1）	「近年の災害対応事例及び知見の整理」について、この作業を行う上で、被災地等の現地調査は必要ですか。あるいは、インターネット等による机上調査でよろしいですか。	被災地等への現地調査は必須ではありません。インターネット等による机上調査でも構いません。
仕様書 5（4）	「受援体制に関する研修の企画立案及び実施」について、想定される研修会の実施回数、実施時期、実施場所、対象者、参加人数を教えてください。	研修の実施回数、実施時期、実施場所及び参加人数については、仕様書上、具体的な指定はありません。対象者は各課の担当職員及び管理職を想定していますが、実施方法等については、専門的知見に基づき提案してください。
仕様書 6（3）	「図上訓練等による実効性の検証」について、これまでも定期的に行われている市の災害対策本部図上訓練等において業務継続計画（BCP）及び受援計画の実効性検証を追加で行う形でしょうか。それとも、業務継続計画（BCP）及び受援計画の実効性検証のために独立した訓練を行う形でしょうか。	業務継続計画（BCP）及び受援計画の実効性検証のために独立した訓練を実施することを想定しています。

西尾市受援計画・業務継続計画（BCP）強化・改善業務 質問・回答

対象書類	質問内容	回答
仕様書 6（3）	「図上訓練等による実効性の検証」について、図上訓練の企画、資料作成（状況付与等）、司会進行、コントローラー、評価等は受託者が行うべき内容ですか。図上訓練に関連して、受託者がすべき作業内容を具体的に教えてください。	図上訓練の企画、資料作成（状況付与等）、司会進行、コントローラー、評価等は受託者が行ってください。なお、実施回数、実施時期、実施規模（参加人数）等については、専門的知見に基づき提案してください。 想定する災害の種類は南海トラフ地震等の大規模地震とします。
仕様書 6（3）	「図上訓練等による実効性の検証」について、想定される図上訓練の実施回数、実施時期、実施規模（参加人数）、災害の種類を教えてください。	
その他	企画提案書作成にあたり、現行の受援マニュアル及び業務継続計画を参照することは可能でしょうか。なお、業務継続計画は貴市webサイトにて公開されていることは承知しておりますが、非公開の別紙があるものと理解しております。（公開されている業務継続計画p22にて別紙への言及があります）	業務継続計画の非常時優先業務一覧、受援マニュアルを市ホームページにて公開します。ただし、受援マニュアルについては、関係機関の連絡先や協定締結先の担当窓口等が記載された様式部分は非公開とし、契約締結後、受託者に対し必要に応じて提供します。
その他	公開されています貴市「業務継続計画（BCP）」令和6年4月修正版の22ページに「非常時優先業務は別紙のとおりであり、業務の合計は377業務であった。」との記載があります。企画提案にあたり、「別紙」（377業務に関する資料）を、提供いただくことは可能でしょうか。	
その他	業務の企画提案にあたり、現行の業務継続計画（BCP）および受援マニュアルについて、事前に資料提供頂くことは可能ですか。	
その他	現行の「西尾市受援マニュアル」をご提供、もしくは参照させていただくことは可能ですか。	

なお、この質問回答表は、実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。